

令和 2 年 4 月臨時議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例																																		
議案番号	議案第 53 号	議案名	専決処分について〔琴浦町介護保険条例の一部改正について〕																																				
目的	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 98 号)が令和 2 年 3 月 30 日に公布、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、介護保険料の軽減を行うもの。																																						
内 容	<p>1 経過等</p> <p>平成 27 年 4 月から消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、一部実施を行っています。</p> <p>このたび、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げにあわせて更に軽減強化を行い、第 1 号被保険者の保険料第 1 段階から第 3 段階について賦課割合を軽減します。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第 1 段階から 3 段階の介護保険料を下表のように改正し、軽減します。</p> <table border="1" data-bbox="359 929 1364 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th colspan="2">賦課割合</th> <th colspan="2">年間保険料額</th> <th rowspan="2">被保険者数 R1.9.30 現在</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>0.375</td> <td>0.3</td> <td>27,000 円</td> <td>21,600 円</td> <td>733 人</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>0.625</td> <td>0.5</td> <td>45,000 円</td> <td>36,000 円</td> <td>673 人</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>0.725</td> <td>0.7</td> <td>52,200 円</td> <td>50,400 円</td> <td>562 人</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,968 人</td> </tr> </tbody> </table>					所得段階	賦課割合		年間保険料額		被保険者数 R1.9.30 現在	改正前	改正後	改正前	改正後	第 1 段階	0.375	0.3	27,000 円	21,600 円	733 人	第 2 段階	0.625	0.5	45,000 円	36,000 円	673 人	第 3 段階	0.725	0.7	52,200 円	50,400 円	562 人	合 計					1,968 人
	所得段階	賦課割合		年間保険料額			被保険者数 R1.9.30 現在																																
改正前		改正後	改正前	改正後																																			
第 1 段階	0.375	0.3	27,000 円	21,600 円	733 人																																		
第 2 段階	0.625	0.5	45,000 円	36,000 円	673 人																																		
第 3 段階	0.725	0.7	52,200 円	50,400 円	562 人																																		
合 計					1,968 人																																		
補足事項	<p>1 専決処分日 令和 2 年 3 月 30 日</p> <p>2 施行日 令和 2 年 4 月 1 日</p>																																						